

北海道文教大学学生の課外活動に関する規程

(平成 11 年 5 月 21 日 程 第 3 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）学生の課外活動に関する基本的事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 学生が団体を結成して課外活動を行う場合にこれを適用する。

(団体結成)

第 3 条 学生が、学内において団体を結成するときは、顧問教員及び代表責任者を定め、「団体結成願」に団体規約を添え学生部長に提出し、学生委員会で審査のうえ、学長の承認を得るものとし、承認後は愛好会として発足する。ただし、団体結成時の構成員に特段の事由があるときは、他の格付けを認める場合がある。

2 学生団体の構成員は、本学学生のみとする。

3 各団体とも最小構成員を 5 名以上とする。

(団体の格付)

第 4 条 団体を大学が定めた強化指定クラブ、部、同好会、愛好会に格付けする。

(団体継続)

第 5 条 学生団体が、当該団体を継続しようとするときは、「団体継続届」を、継続しようとする年度の 4 月末までに学生部長に提出し、学生委員会の審査を受けなければならない。

2 学生委員会は各団体から「団体継続届」が提出された時は、過去の活動実績、団体構成人数等々を勘案のうえ、団体の格付を含めて審議し、学長の承認を受け、その結果を各団体に通知するものとする。

(昇格等手続及び通知)

第 6 条 愛好会として 1 年間以上の実績を有し、同好会に昇格を希望する愛好会及び同好会として 2 年間以上の実績を有し、部へ昇格を希望する同好会は、所定の「昇格申請書」を学生部長に提出し、学生委員会の審査を受けなければならない。

2 学生委員会は各団体から「昇格申請書」が提出された時は、過去の活動実績、団体構成人数等々を勘案のうえ昇格について審議し、学長の承認を受け、その結果を各団体に通知するものとする。

3 学生委員会は、学生団体が別に定める降格の事由に該当した場合は、降格について審議し、学長の承認を受け、その結果を各団体に通知するものとする。

(顧問教員等の変更)

第 7 条 学生団体は、第 3 条第 1 項並びに第 5 条第 1 項に定める顧問教員、代表責任者及び団体規約に変更が生じたときは、速やかに「団体変更届」を学生部長に提出し、承認を得るものとする。

(学外団体への加盟)

第 8 条 学生団体が、学外団体に新たに加盟しようとするときは、「学外団体加盟願」に加盟する団体の規約並びに関係書類を添え、学生部長に提出し、承認を得るものとする。

(学外活動)

第 9 条 学生団体が、学外において課外活動をするときは、「学外活動届」を事前に学生部長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の学外活動届提出後、参加者及び日程等に変更があった場合は、改めて「学外活動届」を学生部長に提出するものとする。

3 活動終了後には速やかに「活動報告書」を学生部長に提出するものとする。

(集会・行事等)

第 10 条 学生団体が、学内において各種集会・行事等を行おうとするときは、「行事等実施許可願」を事前に学生部長に提出し、承認を得るものとする。

2 活動終了後には速やかに「活動報告書」を学生部長に提出するものとする。

(印刷物等の発行・配布・掲示)

第 11 条 学生団体又はその構成員が、学内外において印刷物等を発行・配布・掲示しようとするときは、「印刷物等発行・配布・掲示願」に原稿又は写しを添え、事前に学生部長に提出し、承認を得るものとする。

(印刷物の配布・掲示の指定)

第 12 条 学内における印刷物等の配布・掲示は、学生部が指定した期日及び場所において行うものとする。

2 指定された期間を経過した掲示物は、代表責任者において直ちに撤去するものとする。

(活動助成)

第 13 条 本学学生の課外活動について、健全な発展・充実を助長するため課外活動助成を行う。

2 課外活動に対する助成の取扱いについては、別に定める。

(施設・設備・備品等の使用)

第 14 条 学生団体又はその構成員は、課外活動として本学の施設・設備・備品等（以下「施設等」という。）を使用することができるものとする。

2 施設等の使用にあたっては、別に定めるところによるものとする。

(活動の禁止及び団体の解散)

第 15 条 学生団体又はその構成員の行為が、本学の秩序を乱しあるいは名誉を著しく傷つけ、若しくはその恐れがあると認められるときは、学長はその活動を禁止又はその団体の解散を命ずることがある。

2 第 5 条に定める届出のない学生団体は、解散したものとみなす。

3 学生団体が解散するときは、「団体解散届」を学生部長に提出し、学生委員会の審査を受け、学長の承認を受け、その結果を各団体に通知するものとする。

(雑 則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、本学学生委員会の議を経て、教授会が行う。

(事 務)

第 18 条 この規程に定める学生の課外活動に関する事務は、学生部において行う。

附 則

この規程は、平成 11 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 7 月 21 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 16 年度の団体の格付けについては、団体設立年度により平成 12 年 7 月 1 日以前の設定団体を部又はサークル、平成 14 年 7 月 1 日以前の設定団体を同好会、平成 14 年 7 月 2 日以降の設定団体を愛好会とする。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 16 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。